

議案第25号

奈良県広域消防組合同約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、奈良県広域消防組合同約（平成26年奈良県指令市町村第1020号）の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和4年3月1日提出

天理市長 並 河 健

奈良県広域消防組合同規約の一部を変更する規約

奈良県広域消防組合同規約（平成26年奈良県指令市町村第1020号）の一部を次のように変更する。

第5条第1項中「25人」を「26人」に改め、「長又は」を削る。

第6条中「1年」を「2年」に改め、同条に次の1項を加える。

2 組合議員の任期の始期は、組合の条例で定める。

別表第6区分の項を次のように改める。

第6区分	吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村	3人	吉野町、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村
		2人	大淀町、下市町、黒滝村及び天川村

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和4年7月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、奈良県知事の許可のあった日から施行する。

（経過措置）

2 この規約の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において組合議員である者の任期は、その日に満了する。

（準備行為）

3 この規約による改正後の第5条第1項及び第6条に規定する必要な行為は、施行日前においても、同条の規定の例により行うことができる。